

刈谷知立環境組合 中期計画ビジョン(案)

2026 年度～2035 年度



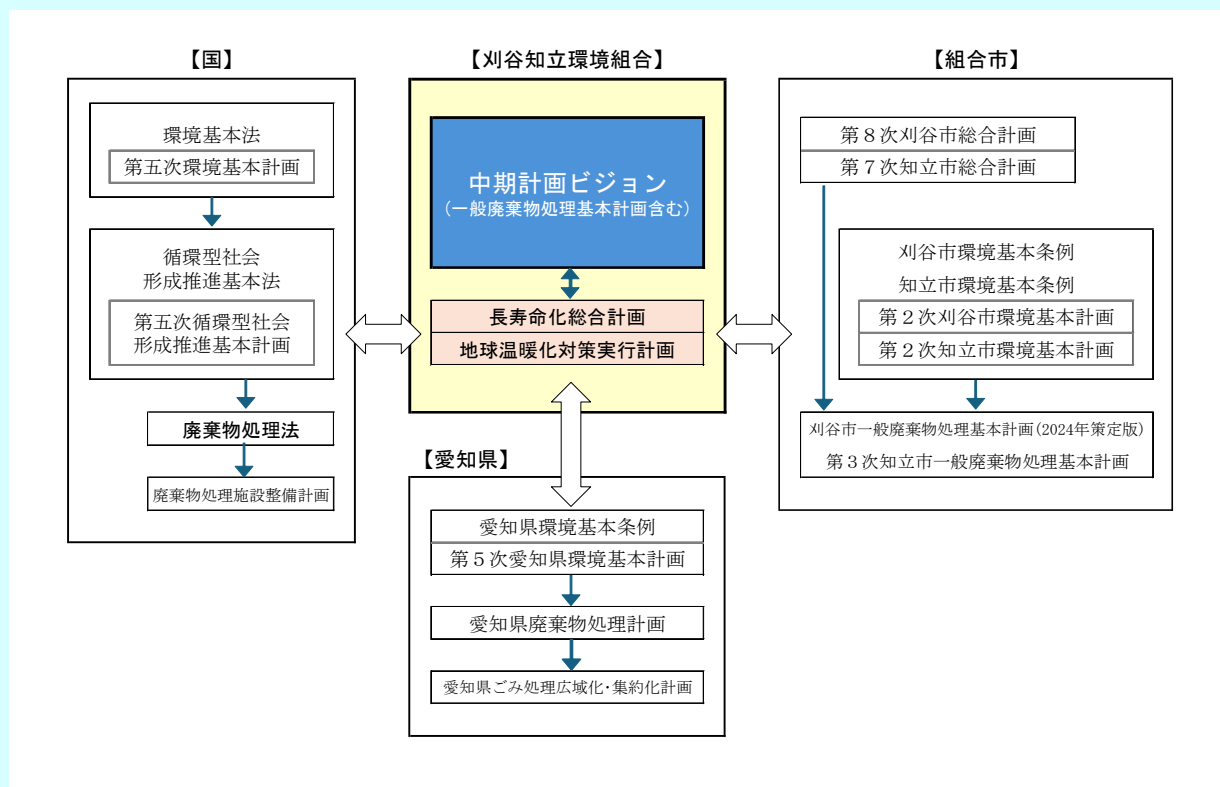
第 1 章 計画の基本的な考え方

1.1 中期計画ビジョン策定の趣旨

刈谷知立環境組合（以下「本組合」という。）の中期計画ビジョン（以下「本計画」という。）は、廃棄物処理施設に求められている 3 R の推進と循環型社会の実現に向けた「資源循環の強化」や、災害時も含めた持続可能な「適正処理の確保」、「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組」などの多様な社会ニーズに応えるとともに、本組合の施設の老朽化、搬入車両による渋滞の発生などの課題に対応するため、10 年後の将来を見据えた基本方針や取組を定めるものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、法令等や国・県・組合市（刈谷市・知立市）の関連する計画との整合を図り、これまでに策定した計画及び調査結果を踏まえています。



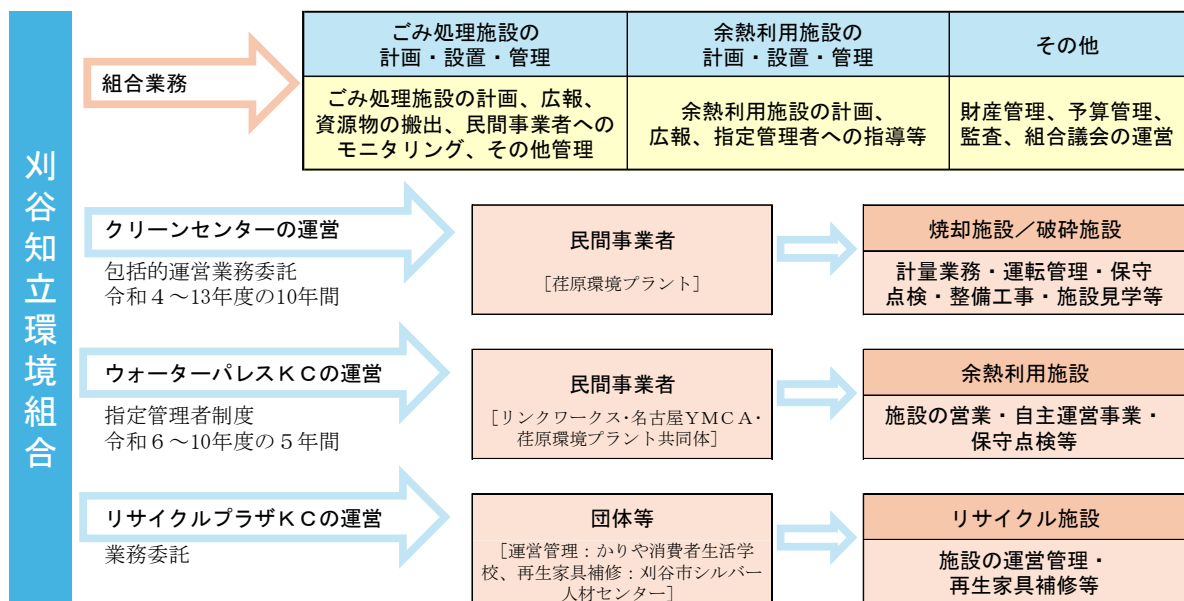
1.3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間です。

第2章 刈谷知立環境組合の概要

2.1 業務の内容

本組合の業務は、ごみ処理施設（クリーンセンター）、余熱利用施設（ウォーターパレスKC）、リサイクルプラザKCの計画・設置・管理と財産管理、予算管理、組合議会の運営です。



2.2 ごみの受入

(1) ごみ処理体制

クリーンセンターでは、「可燃ごみ」を焼却し、「粗大ごみ」を破砕しています。また、一部の資源物を受け入れています。

ごみの搬入は、排出者自らによるほか、「家庭系のごみ」は組合市の委託業者（一部直営を含む）により、「事業系のごみ」は組合市の許可業者により行われています。

2.3 ごみの処理

(1) ごみ処理

焼却施設は3系統のうち2系統で24時間の連続運転をし（1系統は保守点検）、1系統あたり年間240日程度稼働しています。破碎施設は、週1日、年間50日程度稼働しています。

また、安定したごみ処理を実現するために、ストックマネジメント*に基づき、運転管理、定期点検整備、主要設備を計画的に更新し、予防保全に努め、長寿命化総合計画により焼却施設は50年間、破碎施設は66年間で耐用年数の目標としています。

*：老朽化が進む施設を計画的に維持管理し、長寿命化を図るための手法

年度	西暦	2025		2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036		2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060
	令和	7		11	12	13	14	15	16	17	18		31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
稼働年数	焼却施設	17		21	22	23	24	25	26	27	28		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	1	2
	破碎施設	40		44	45	46	47	48	49	50	51		64	65	66	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	余熱利用施設	39		43	44	45	46	47	48	49	50		63	64	65	-	-	-	1	2	3	4	5	6
焼却施設		←																						新施設
基幹改良																								
新施設建設																								
新施設																								
破碎施設		←																						
新施設建設																								
新施設																								
余熱利用施設		←																						
大規模改造																								
新施設建設																								
新施設																								

施設延命化のスケジュール

(2) 焼却残さ処分量

ごみの焼却で発生する焼却灰等の焼却残さについては、最終処分場への埋立処分と再資源化を行っています。最終処分場の不足や受入制限を見据え、焼却残さの埋立量を減らすために、民間施設での再資源化量を増やしています。

(3) 余熱利用

ごみの焼却により生じた熱（蒸気）で発電し、その電力を場内利用し、残りの電力を再生可能エネルギーとして組合市の公共施設へ供給しています。

また、一部の蒸気はウォーターパレスKCの温水や空調として供給しています。

(4) 温室効果ガス排出量

本組合が排出する温室効果ガスの大部分はごみの焼却に伴うもので、その9割はプラスチック製品の焼却が占めています。温室効果ガス排出量の削減目標として国全体では令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で46%減を掲げており、廃棄物焼却部門については15%減となっています。本組合はこの目標に向けて、省エネルギー型機器の導入等により、徐々に削減を図っています。



2.4 地域社会への貢献と住民・組合市との連携

本組合では、ごみの焼却による余熱利用に加え、廃棄された家具類の展示入札販売、小学生の施設見学などに積極的に取り組み、地域社会に貢献しています。また、地元地区と環境保全対策協議会を開催し、情報共有や意見交換を行っています。

第3章 計画の基本理念と基本方針

計画は、基本理念・基本方針・行動施策で構成されています。

計画の基本理念

安全・安定・安心の施設運営により循環型社会を支える刈谷知立環境組合

計画の基本方針・体系

基本理念を実現するため、下記の3つの基本方針を定め、本計画に掲げた目標や取組については、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら、PDCAサイクルによって適切な進捗管理を行います。

計画の体系

基本方針	行動施策	具体的な取組
1 適切な施設運営による循環型社会の推進	(1) 廃棄物処理施設の安全・安定的な維持管理	① 包括的運営管理業務委託による施設運営の継続
		② 第三者モニタリングの定期的な実施
		③ 基幹的設備改良工事等の実施による長寿命化の推進
		④ 搬入車両の削減対策
		⑤ 焼却灰の処分先確保
	(2) ごみの減量化とリサイクルの推進	⑥ ごみの分別搬入の周知徹底
		⑦ 直接搬入されるごみの有料化の検討
		⑧ ごみの資源化の推進（リサイクル品目・焼却灰等再資源化）
	(3) 温室効果ガスの削減・エネルギーの有効活用	⑨ CO ₂ 削減に資する機器導入の検討
		⑩ 発電電力の有効利用の継続
	(4) 災害時の対応の強化	⑪ 災害時におけるグラウンド利用の検討
		⑫ 災害時を想定した訓練の継続と計画の見直し
2 地域社会への貢献と住民・組合市との連携の推進	(1) 地元住民・組合市との連携	⑬ 地元住民との協力・連携
		⑭ 組合市との協力・連携
	(2) 住民サービスの向上（ウォーターパレスKC、リサイクルプラザKC）	⑮ ウォーターパレスKCの長寿命化の推進
		⑯ 指定管理者制度の活用による利用者サービスの向上
		⑰ モニタリングの強化による管理水準の維持
		⑱ リサイクルプラザKCの利用促進に向けたPR
3 効率的な組合運営の推進	(1) 組合の運営効率化	⑲ 組合職員の育成と技術継承
		⑳ デジタル技術を利用した業務の省力化、効率化
		㉑ 健全な財政運営の推進

第4章 具体的な取組

4.1 基本方針1：適切な施設運営による循環型社会の推進

(1) 廃棄物処理施設の安全・安定的な維持管理

① 包括的運営管理業務委託による施設運営の継続

クリーンセンターの運営管理の大部分を民間業者に長期（10年間）に亘って委託しており、安全で安定した施設運営を行っています。今後も運営事業者の持つノウハウや創意工夫を活用し、包括的運営管理業務委託の効果を最大限に引き出せるよう施設の運営管理を継続します。

② 第三者モニタリングの定期的な実施

組合では専門家の力を借りながら、民間業者によるクリーンセンターの運営管理の状況をチェックしていきます。

③ 基幹的設備改良工事の実施等による長寿命化の推進

焼却施設は動き始めてから17年が経過し、機械に傷みが見られるようになりましたが、日々の点検で問題が生じる前に予防的に修理をしています。また、令和14年度から4年間をかけ、主要な機械や部品を交換する工事を行い、従来の施設の寿命を上回る50年間、施設を動かすことを目指します。

④ 搬入車両の削減対策

ごみの量が減る一方で、ごみを持ってくる車両が増え、クリーンセンター周辺ではたびたび渋滞が発生しています。引き続き、ホームページなどで車両が集中する時期を避けることを呼びかけるほか、場内で車両がスムーズに流れるよう、ルートを工夫します。

⑤ 焼却灰の処分先確保

ごみの焼却により生じた灰を埋め立てる場所や資源にしてくれる施設を確保します。

(2) ごみの減量化とリサイクルの推進

⑥ ごみの分別搬入の周知徹底

センターに直接ごみを持ってくる人に対し、分別を徹底することを呼びかけます。

⑦ 直接搬入されるごみの有料化の検討

家庭系のごみの持込は無料ですが、ごみの処理には多くのお金がかかっています。ごみの排出量に応じた費用負担を考え、近隣自治体の動向を踏まえて、家庭系ごみの有料化と、事業系ごみの価格の改定を検討します。（有料化により期待される効果はP.10参照）

⑧ ごみの資源化の推進（リサイクル品目・焼却灰等再資源化）

資源となるものの受け入れを進めていますが、新たな品目の追加を検討します。また、大部分が埋め立て処分となっていた焼却灰等についても、セメントの原料などに有効利用する量を増やし、再資源化を促進します。

(3) 温室効果ガスの削減・エネルギーの有効活用

⑨ CO₂削減に資する機器導入の検討

ごみの焼却、特に廃プラスチックの焼却などで施設からCO₂が排出されています。組合のCO₂削減目標は未達成ですが、プラスチック製品の分別回収に組合市と共に取り組んでいくほか、更新の際の省エネルギー型機器の導入により、CO₂を削減します。

⑩ 発電電力の有効活用の継続

焼却施設の発電効率を維持し、安定的な電力量を確保することにより、引き続き、刈谷知立みらい電力を通じて組合市の公共施設に電力を供給します。



刈谷知立みらい電力を通じた
電力供給の仕組み

出典：刈谷知立みらい電力
ホームページ

(4) 災害時の対応の強化

⑪ 災害時におけるグラウンド利用の検討

地域に開放しているクリーンセンターのグラウンドについて、災害時における使い方を組合市と考え、効果的な利用方法を検討します。

⑫ 災害時を想定した訓練の継続と計画の見直し

大規模災害を想定した各種訓練を継続して実施するほか、災害時に業務を継続していくための計画の見直しを行い、災害時の対応力を強化します。

4.2 基本方針2：地域社会への貢献と住民・組合市との連携の推進

(1) 地元住民・組合市との連携

⑬ 地元住民との協力・連携

引き続き、近隣地区へ施設の運営状況等を報告します。また、小学生をはじめ、市民向けの施設見学を継続して実施します。

⑭ 組合市との協力・連携

引き続き、組合市と情報共有や意見交換をする会議を定期的に開催します。

(2) 住民サービスの向上（ウォーターパレスKC、リサイクルプラザKC）

⑮ ウォーターパレスKCの長寿命化の推進

ウォーターパレスKCは営業を始めてから39年が経過し、設備に傷みが見られるようになりました。このため、大規模な改造工事を行い、施設の長寿命化を図ります。

⑯ 指定管理者制度の活用による利用者サービスの向上

指定管理者制度により民間業者がウォーターパレスＫＣを運営しています。今後もこの制度の下、業者の提案を受け、サービスの向上を図ります。

⑰ モニタリングの強化による管理水準の維持

指定管理者制度によるウォーターパレスＫＣの運営の状況をモニタリングし、必要に応じて改善を図ります。

⑱ リサイクルプラザＫＣの利用促進に向けたＰＲ

ＰＲ活動の強化や再生補修家具等の取扱品目の見直しなどにより、リサイクルプラザＫＣの利用者の増進を図ります。

４．３ 基本方針３：効率的な組合運営の推進

（１）組合の運営効率化

⑲ 組合職員の育成と技術継承

クリーンセンターなどを運営している業者を適切に管理監督するため、組合職員の技術や知識の向上を図ります。

⑳ デジタル技術を活用した業務の省力化、効率化

各種のデジタル技術を活用して、業務の省力化と効率化を図ります。

㉑ 健全な財政運営の推進

今後に控える大規模な工事では、国の交付金や地方債を積極的に活用します。また、組合の自主財源の確保に努めます。

４．４ 年次計画

（１）適切な施設運営による循環型社会の推進 （廃棄物処理施設の安全・安定的な維持管理）

取組内容	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)	R 16 (2034)	R 17 (2035)
包括的運営管理業務委託による施設運営の継続					現行の包括委託		次期の包括委託			
第三者モニタリングの定期的な実施		実施●			実施●			実施●		
基幹的設備改良工事等の実施による長寿命化の推進				整備基本計画策定			基幹的設備改良工事			
				適切な保全方式による設備の維持管理						

（２）地域社会への貢献と住民・組合市との連携の推進 （住民サービスの向上：ウォーターパレスＫＣ）

取組内容	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)	R 16 (2034)	R 17 (2035)
ウォーターパレスＫＣの長寿命化の推進		工事設計	大規模改造工事				予防型維持保全			
指定管理者制度の活用による利用者サービスの向上	指定管理者制度					指定管理者制度		指定管理者制度		

(3) 効率的な組合運営の推進（組合の運営効率化）

取組内容	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)	R 16 (2034)	R 17 (2035)
健全な財政運営の推進		地域計画策定	整備基本計画策定	～	基幹的設備改良工事での交付金・起債の活用					

4.5 財政フレーム

令和7年度における組合の歳入の予算額は20億3,060万円で、そのうち組合市の分担金が全体の78.4%、ごみ処理の手数料等が9.7%、売電等の諸収入が10.4%を占めています。歳出の予算額は同額で、そのうちクリーンセンター管理費が全体の86.5%、ウォーターパレスKCの管理費が3.7%を占めています。今後も、歳入と歳出はこれまでと同じように推移していくと考えていますが、クリーンセンターやウォーターパレスKCの大規模工事がある年には10億～35億円ほどの増加を見込んでいます。

第5章 一般廃棄物処理基本計画

計画の基本的事項

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立った一般廃棄物の計画的な処理を推進するために、市町村等が策定する行動計画です。本組合の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間です。

将来のごみ処理

(1) 基本理念及び基本方針

基本理念：

安全・安定・安心の施設運営により循環型社会を支える刈谷知立環境組合

基本方針： 適切な施設運営による循環型社会の推進

(2) 将来のごみ搬入量

過去10年間（平成27～令和6年度）の実績値を基に、計画の目標年度である令和17年度のごみの搬入量を推計すると、可燃ごみ、粗大ごみともに令和6年度より減少します。ごみの減量化及び資源化が進展すると、これらの推計値からのさらなる減少が期待されます。

(3) 減量化・資源化計画

ごみの搬入者に対する分別搬入の周知徹底を引き続き行っていきます。また、資源物の受入も引き続き行っていくとともに、受入品目の見直しを行います。

ごみの中間処理で発生する焼却残さについては、引き続き民間施設で再資源化をしていくとともに、段階的にその量を増やし、組合市のリサイクル率の向上を目指します。



ごみの有料化については、ごみを多量に出す人の負担を大きく、少量しか出さない人の負担を小さくすることで、負担の実質的公平性を確保することができます。

また、ごみを排出する市民に対しては、以下の影響が考えられます。

- ごみに対する関心が高まり、分別やリサイクルの必要性についての理解が深まる。
- 排出量に応じた費用負担が求められることで、ごみの減量を推進する動機付けとなる。

ほかにも、以下のことが期待されます。

- 組合市以外からのごみの流入を回避する。
- 搬入車両が減少し、渋滞が緩和する。
- 環境負荷やごみ処理費用が低減する。



(4) 中間処理計画

焼却施設については、長寿命化総合計画において、基幹的設備改良工事による施設の延命化を計画しています。

(5) 最終処分計画

焼却灰等の将来的な焼却残さ処分量については、令和 17 年度までに再資源化率 40%を目指します。



刈谷知立環境組合中期計画ビジョン（概要版）

令和 8 年 3 月

発行・編集：刈谷知立環境組合

〒448-0861 愛知県刈谷市半城土町東田 46 番地

電 話：0566-21-5389 FAX：0566-21-6865